

中国税務速報

2013年10月21日

●1 上海自由貿易区の基本法規の公布について

国家工商行政管理総局は2013年9月26日付で、「国家工商行政管理総局による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する若干意見」（工商外企業字「2013」147号）を公布するとともに、上海市人民政府は2013年9月26日から、「中国（上海）自由貿易試験区管理弁法」（上海市人民政府令第7号）、「中国（上海）自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理弁法」（滬府発「2013」71号）、「中国（上海）自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法」（滬府発「2013」73号）を公布しました。それらの通達において、授権資本金登記制度の試行を規定したほか、投資の管理規則を明確にしました。

147号通達により、現行の「会社法」の規定に関わらず「授権資本金登記制度」を設け、出資金払込検査が不要になるほか、最低資本金額、初回出資額、現金出資比率及び出資期限などの制限もなくなりましたが、企業年次検査の代わりに「市场主体信用情報開示システム」を通して年度報告を行わなければならないこととなります。

また71号と73号通達により、試験区への外商投資に対してはネガティブ・リストによる管理を実施し、リストに記載されていない産業について試験区への投資が可能となります。産業の面においては、貿易促進と投資促進の優遇措置（税制など）を提供しているほか、「先に入区、後で通関」の通関手続きが導入され、多国籍企業への影響が大きいと思われます。

そのネガティブ・リストはすでに9月29日付で、上海市人民政府により滬府発「2013」73号で公布されました。

http://www.gov.cn/zwgk/2013-09/30/content_2498599.htm

http://www.gov.cn/zwgk/2013-09/30/content_2498459.htm

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai37032.html>

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai37034.html>

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai37036.html>

●2 太陽光発電業者への増値税優遇政策

財政部、国家税務総局が9月23日付で、「太陽光発電増値税政策に関する通知」（財税〔2013〕66号）を公布しました。当該規定によると、太陽光発電を奨励するために、2013年10月1日から2015年12月31日の間、増値税納税者が太陽光発電を利用し、電力を販売した場合、徴収額の50%を即時に還付するとしています。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201309/t20130929_994642.html

●3 「外国投資者の上場会社戦略投資管理弁法（改正意見募集案）」の公布

商務部は9月27日付で、「外国投資者の上場会社戦略投資管理弁法（改正意見募集案）」を公布し、11月1日までの意見募集を開始しました。

意見募集案によれば改定後の管理弁法は、外国投資者が一定規模を有する中長期的な戦略性合併投資を通じて上場会社A株を取得する行為に対して適用されます。上場時の新規発行A株の取得に際しては適用されません。

戦略投資のために海外から送金する外貨資金については、上場会社の登録地の外貨管理局において外国投資者の前期費用登記を行わなければなりません。また、外貨管理規定に基づいて前期費用の外貨口座開設、口座内資金使用及び口座抹消等の手続を行わなければなりません。海外にて合法的に獲得した人民元を戦略投資対価として使用する場合、クロスボーダー人民元直接投資に関する規定に従わなければなりません。投資者がその保有する中国国内企業の持分を戦略投資対価として使用する場合、持分出資規定に従わなければなりません。

また意見募集案では、「反独占法」の規定に基づき、戦略投資上場会社が「国务院の経営者集中申告基準に関する規定」に規定されている申告基準に該当する場合、当事者は商務部に申告しなければならず、申告せず又は審査未通過である場合には取引を実施してはならないことを明確にしました。

<http://tfs.mofcom.gov.cn/article/as/201309/20130900326064.shtml>

http://www.gov.cn/jrzq/2013-09/27/content_2496773.htm

●4 中国香港租税協定の居住者認定の関連問題に関する公告

国家税務総局は9月13日付で、「国家税務総局による中国香港租税協定における居住者認定関連問題に関する公告」（国家税務総局公告2013年第53号）を公布し、香港居住者身分認定などの問題を明確にしました。

公告では、香港居住者から中港租税協定の適用申請を受理する場合、申請者が法人であれば、主轄税務局は香港の関連当局が発行する会社登録証書（副本）あるいは商業登記証査証本に基づいて居住者認定を行うことができます。一方、申請者が個人であれば、香港ID、香港居住者内地通行証に基づいて居住者認定を行うことができます。

主轄税務機関は申請者の身分に対して疑いを持ち、かつ申請者が提出した資料がその香港居住者の身分を十分証明できない場合、香港税務局に対して居住者証明の発行を要求することが可能です。当該規定は2013年11月1日より施行されることとなります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12379573.html>

●5 増値税輸出免税管理弁法の公布に関する公告

国家税務総局が2013年9月13日付で『「営業税から増値税への改革徴収における国境を跨る課税サービス増値税免税管理弁法（試行）」に関する公告』（国家税務総局公告2013年第52号）を公布しました。

当該公告では、免税となるサービスの範囲を明確にしたほか、免税享受の条件を以下のように規定しています。

- ① 中国国内税関特殊監督管理区内の単位或いは個人に提供するサービスは、クロスボーダー取引ではないため、増値税が徴収される。
- ② サービスの提供相手と書面契約を締結する。
- ③ 全てのサービス収入を国外から取得する。
- ④ クロスボーダーの収入を単独で計算し、控除できない仕入税額を正確に計算できる。
- ⑤ 免税届出手続きを行う。

また、クロスボーダーサービスの状況に変化があり、且つ引き続き免税の範囲に属する場合であっても、納税者は改めてクロスボーダーサービス免税届出手続きを行わなければなりません。

当該公告は2013年8月1日より施行されることとなります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c416459/content.html>

●6 中関村国家自主創新示範区におけるハイテク企業認定について

科技部、財政部、税務総局は2013年9月29日付で、「中関村国家自主創新示範区におけるハイテク企業認定の中の文化産業支持技術等の領域範囲試点に関する通知」（国科発高「2013」595号）を公布しました。当該通知により、区内の文化産業支持技術等の領域に従事する企業が、ハイテク企業と認定される場合、15%の軽減税率で企業所得税を申告・納付することとなります。具体的な範囲について、科技部が別途通達を発行します。

http://www.most.gov.cn/mostinfo/xinxifenlei/fgzc/gfxwj/gfxwj2013/201309/t20130929_109623.htm